

総務常任委員会会議録

令和8年6月5日

寒 川 町 議 会

出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長

山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員
岸本議長

説明者 三橋総務部長、鳥海総務課長、内藤主査
原田町民部長、大平町民安全課長、三町主幹
吉田財政課長、早乙女副主幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第38号 寒川町行政手続条例の一部改正について
2. 議案第41号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(付託陳情)

1. 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案2件、付託陳情1件でございます。

進め方については、次第のとおり、付託議案の審査、付託陳情の審査の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容の説明をいただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩をいたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第38号 寒川町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 改めまして、おはようございます。早速ですが、それでは、付託議案の1件目、議案第38号 寒川町行政手続条例の一部改正についての審査をお願いいたします。説明につきましては、鳥海総務課長から行います。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 鳥海総務課長。

【鳥海総務課長】 皆さん、おはようございます。それでは、議案第38号 寒川町行政手続条例の一部改正についての説明をさせていただきます。説明の内容につきましては、本会議における総務部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

本議案につきましては、令和5年6月16日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための規制改

革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に伴い所要の措置を講ずるものでございます。条例改正の概要でございますが、国において事務のデジタル化の一環として公示送達の方法が、事務所の掲示場への掲示からウェブサイトへの掲載と事務所の掲示場への掲示または事務所に設置したパソコンなどの画面への表示に改められたことから、寒川町行政手続条例における聴聞及び弁明の機会の付与の通知の公示送達の方法も同法と同様にデジタル化するため、所要の措置を講ずるものでございます。

なお、行政手続法は、国の行政機関が行う手続に適用され、行政手続条例は、地方公共団体が条例や規則に基づいて行う手続に適用されるものであるため、別々のものではありませんが、同法第46条に、地方公共団体は、行政手続法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が定められていることから、同条の趣旨を踏まえ、寒川町行政手続条例においても公示送達の方法をデジタル化するものでございます。

これまで寒川町行政手続条例の規定による公示送達につきましては、町の掲示場に掲示し、町ホームページに件名だけを掲載することとしておりましたが、条例改正後は町の掲示場に掲示し、町ホームページに件名、公示送達の文書を画像化したファイル、文書の内容を読み上げた音声ファイルも併せて掲載することとなります。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表にてご説明いたします。資料は飛びまして、タブレット資料01議案第38号寒川町行政手続条例の一部改正についての5分の4ページをご覧ください。第14条第3項の改正は、現行では、同項に公示送達により通知することができる旨及びその方法を規定しておりますが、改正案のとおり、同項には公示送達により通知することができる旨を残し、新たに加える同条第4項に公示送達の方法を規定する形に改めるものでございます。

改正案第14条第4項に規定いたします新たな公示送達の方法は、行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法、これは閲覧したい人がインターネットを通じて町のウェブサイトを開くことができるようにし、そこで閲覧したものを選択したときに画像ファイルなどが開き、公示事項が表示されるようにするという方法でございます。この方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、事務所の掲示場に掲示し、または事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取るというものでございます。

なお、公示事項及び到達したものとみなすまでに要する期間に変更はございません。

第15条第1項の改正は、到達したとみなす旨の規定が第14条第3項後段から同条第4項後段に移ったことに伴い、同条第3項後段を同条第4項後段に改める条文の整理でございます。

タブレット資料5分の5ページをご覧ください。第21条第3項の改正は、公示送達に関する規定が第14条第3項と第4項に分かれたことに伴い、第14条第3項の次に「及び第4項」を、読替元が第14条第3項から同条第4項に移ったことに伴い「と、」の次に「同項中」を加え、読み替える事項を最小限にするため「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、公示送達の方法が「掲示する」から「措置を取り」に改められたことに伴い「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める条文の整理

でございます。

第28条前段の改正は、公示送達に関する規定が第14条第3項と第4項に分かれたことに伴い、「及び」の次に「第4項並びに」を加える条文の整理で、後段の改正は、読替元が第14条第3項から同条第4項に移ったことに伴い、「「同項第3号」」を「同条第4項中「第1項第3号」」に、読替元が第14条第3項と第4項に分かれ、同条で受けることができなくなったため、「同条第3号」を「第27条第3号」に、第15条の改正に伴い「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、読替先が第14条第3項後段から同条第4項後段に移ったことに伴い、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める条文の整理でございます。

最後に、附則として、第1項において、この条例の施行期日を公布の日とし、第2項において、適用区分として、この条例による改正後の寒川町行政手続条例、以後新条例と申し上げます、第14条第3項及び第4項、これらの規定を新条例第21条第3項、新条例第24条後段において準用する場合を含みます、及び第28条において、読み替えて準用する場合を含みます、の規定は、この条例の施行の日以後に通知する通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によるとしております。

説明は以上で終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、3点お伺いします。まず、公示送達ということで、これは昨年度はどの程度、何件ほど公示送達があったのか確認したいと思います。次ですけど、今説明でありましたけど、掲示場ということですね。本会議場では事務所ということでは言っていましたけど、今の説明で町の役場の掲示場ということでありましたけど、掲示する場所は何か所あるのかお伺いします。あとそれと3つ目ですけど、インターネットでも不特定多数の方が閲覧することになるというのがありますけど、これに関して今説明でありました町のホームページで見ることができるということでありました。その関係で、これはインターネットで見られるということになりますので、不特定多数が、それに関して今SNSとか、そういうものですぐ拡散されてしまうというのがありますけど、これに関してプライバシーに配慮したものというのは何か考えているのかお伺いします。

以上です。

【佐藤委員長】 鳥海総務課長。

【鳥海総務課長】 まず1点目の令和7年度に何件あったかですけども、実績としては36件、これは公示送達全体の数字です。今回行政手続条例の改正ということで付議しておりますが、その行政手続条例に基づく聴聞の通知とか弁明の機会の付与、この通知に関しては、手元に平成15年からの資料があるんですけども、それを見ても1件もございません。ゼロ件です。

次に、2点目ですけども、掲示場は町役場、北部公民館、南部公民館の3か所でございます。プライバシーへの配慮の件でございますが、公示送達につきましては、もともと不特定多数の者を見ることを目的としているものですので、ウェブサイトに掲載しても個人情報保護上の問題というのは生じませんが、プライバシー保護の観点から今回この取扱いをすることに伴いまして、公示送達する者に関して転居先や移転先の確認をより一層慎重丁寧に行う、不必要な情報は掲載しないようにする、公示期間が経

過したら掲示の終了を徹底する、掲載するものを画像化することによって機械的な一括の情報収集がされないようにするといった措置を講じたいと考えております。なお、画像化したものは読上げができないので、目が不自由な方がその内容を知ることができるように音声化したものを同時に掲載しまして、アクセシビリティ上の配慮もしたいと考えております。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。取りあえず公示送達が36件あったけど、実際聴聞はゼロだということでありましたけど、公示送達の結果、名宛人が見つかったというのかな、判明したというのかな、そういうところに関して何件かあったのかというのをお聞きします。それとインターネットの件ですね。拡散に関しては丁寧に対応するというので、個人情報の保護もしっかりやるということで分かりました。取りあえず1点目だけお願いします。

【佐藤委員長】 鳥海総務課長。

【鳥海総務課長】 公示送達につきましては、総務課だけでなく国民健康保険、介護保険とか税務収納課、そういった部署で行っていますので、公示送達をした結果、公示したものを実際に取りに来たという方が何人いるかというのはこちらで把握していないんですけども、公示送達自体が、ご本人に見せるというよりは、相手方の所在が不明で手続が進まないということに対して、広く不特定多数の者が見られるような状態に一定期間置くことによって、届いたものとみなそうというところがございますので、実際に何件取りに来たかというところは、こちらでは把握はしておりません。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第41号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

原田町民部長。

【原田町民部長】 改めまして、おはようございます。それでは、案件02寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い所要の措置を講じるものでございます。説明につきましては、大平町民安全課長より行い、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 大平町民安全課長。

【大平町民安全課長】 それでは、議案第41号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明させていただきます。なお、本会議場での町民部長の説明と重複する部分がございますが、

あらかじめご了承願います。

本改正は、総務省消防庁からの通知に基づくものであり、非常勤消防団員等が公務により死亡した場合の葬祭補償額について、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則の改定に伴い政令が改正されたことを受け、町条例の金額を国の基準に合わせるためのものです。条例と政令の間にそごが生じないよう適正かつ確実な補償を図ることが目的でございます。

それでは、改正内容につきまして、タブレット資料02の3分の3ページ、寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表に基づきご説明させていただきます。改正内容ですが、第18条葬祭補償の条文中、「315,000円」を「330,000円」に改め、また附則1、施行期日は公布の日から施行するとし、附則2、経過措置では、第18条の適用日を令和8年4月1日とし、適用日以後に支給事由が生じたものから改正後の規定を適用し、それ以前のものについては従前の例によることとしております。

最後に、附則3では、適用日から条例施行日の前日までの間に改正前の葬祭補償31万5,000円が支払われた場合には、新条例第18条の規定に基づく葬祭費用の内払いとみなすこととしております。

なお、政令は5月27日に公布され、同日で施行されております。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、質疑なしと認めます。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 よろしいですかね、必要ないという今ご意見が出ましたけれど、それでは、引き続き進めさせていただきたいと思います。

これより討論に入ります。議案第38号 寒川町行政手続条例の一部改正について、討論はありますか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 続いて、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

委員の皆さん、陳情に入る前でございますけれど、傍聴の申出の方が2名いらっしゃいますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、傍聴者入室のため暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書を議題といたします。まず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 陳情第4号。2026年5月28日。寒川町議会議長岸本 優様。陳情者、横浜市南区高根町一丁目3番地神奈川県地域労働文化会館4階公益社団法人神奈川県地方自治研究センター理事長佐野 充、事務局次長羽太 鎮雄。

地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書。

陳情の趣旨及び理由。

現在、自治体に対して、急激な少子・高齢社会の到来を受け、子育て、医療、介護など全世代型の社会保障施策の整備と地域医療体制の充実が求められているとともに、人口減少を見据えた地域活性化対策や脱炭素化をめざした環境対策、DXに対応した各施策の充実など、極めて多岐にわたる役割も求められています。さらに、自然災害が頻発し激甚化するなか、社会インフラの老朽化に対応して、耐震化や再整備も喫緊の課題となっています。

2026年地方財政計画は、物価高騰や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価や賃金の上昇に伴う行政経費の増大を的確に反映するとともに、社会全体で求められている資金水準の底上げと相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実や維持補修費の適切な確保などを実現することによって、積極的な地方財政確立を国に求めるものです。

陳情の項目。

地方自治法第99条に基づき、貴議会として、次のとおり国に対して地方財政確立のための意見書の提

出をお願いいたします。

1 全世代型の社会保障、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育、防災・減災、地域公共交通の確立など、増大する自治体の財政需要を的確に把握すること。あわせて住民生活を支える行政体制の構築及び公共サービスの提供に関わる必要な人件費を確保しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2 こどもから高齢者まで、切れ目のない社会保障制度と支援体制の構築を不断に追求するとともに、その実現に向け、各社会保障分野を支える人材を継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。あわせて、自治体の一般行政経費に占める社会保険関係経費の割合が増大していることから、国庫補助金の拡充並びに一般財源の確保の双方の観点から、引き続き安定的な社会保障施策が展開できるように措置すること。

3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、交付税特別会計の債務償還を加速しつつ、引き続き臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間における税源偏在性がより小さい地方税体系を目指して、抜本的な改善を行うこと。

4 国税、地方税問わず、税制の変更は地方財政にも重要な影響を与えることから、検討段階から「国と地方の協議の場」などを通じた自治体の制度設計への参画を保障し、自治体の行財政運営に配慮すること。また、減税措置などによって地方税及び地方交付税の徴収が見込まれる場合は、原則として全額を恒久的に地方特例交付金等により補填すること。

5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において自治体の政策的経費を支える不可欠な規模であることから、自治体の自由な裁量によって使用できる一般財源として恒久化を図ること。

6 各年度の給与改定に備えるため、2026年度に実施した給与改善費のような財源措置を恒久的に実施すること。あわせて、会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善のため、継続的な財政措置を十分に実施すること。特に後者については、公営企業等一般会計以外の部門においても繰出金等を通じて処遇改善が実現されるべき旨を徹底すること。

7 指定管理や委託など、自治体を実施する各種事業において、人件費や物価の上昇に応じて、労務費に対する適切な価格転嫁が迅速に反映されるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。これらを通じて、契約や雇用の形態に関わらず自治体の公共サービスを支える全ての人材の処遇を絶えず改善すること。

8 自治体業務システムの標準化については、引き続き国の責任において財源を措置すること。また、サイバーセキュリティの強化など、自治体DXの進展にともない発生するシステム改修、事務負担及び人件費の増大等の負担について、自治体の実情に応じて柔軟に支援できる体制を整備すること。

9 地域社会及び地域コミュニティの機能維持のため、その存在意義が改めて重要視されている地域公共交通の確保、整備について、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援しつつ、国庫支出金を拡充し、普通交付税の個別算定経費に公共交通関連経費を位置づけるなど、事業者任せの対応から自治体が責任を持って主体的に実施できるような制度を構築すること。

10 地域医療供給体制の安定的な確保という観点から、単なる収支で病院の存廃が決められ、住民の

医療へのアクセスが困難になるという状況を招かないように、公立病院をはじめとする地域医療機関に十分な財政支援を講じるとともに、物価高騰や専門人材の不足にも対応できるように国全体での取り組みを強化すること。

11 地方交付税制度の安定性は維持しつつも、普通交付税における個別算定経費のあり方及び基準財政需要額の算定方式等並びに特別交付税における配分方式のあり方について、不断の再検討を行い、地方交付税が、自治体の実情を十分に斟酌した上で財源保障機能と財政調整機能を発揮できるようにすること。

以上です。

【佐藤委員長】 朗読が終わりました。陳情第4号につきましては、陳情者の羽太鎮雄氏から意見陳述を行いたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

意見陳述者の移動のため暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

では、これから意見陳述者の方から本陳情における趣旨説明をしていただきます。説明は5分以内でお願いしたいと思います。5分の時点でベルが鳴りますので、速やかに終了していただきたいと思います。趣旨説明終了後、委員からの意見陳述者の方に対する質疑を行いたいと思います。質疑が終了したら、意見陳述者の方は傍聴席に移動していただき、委員による陳情の審査を行います。

それでは、ただいまから陳情の趣旨説明を行います。説明の際は冒頭氏名を述べていただき、ご説明をお願いしたいと思います。

それでは、お願いします。

【羽太意見陳述者】 委員の皆様、本日はこのような発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。私、公益社団法人神奈川県地方自治研究センターで事務局を担っております自治労神奈川県本部の羽太鎮雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきたいと思います。本陳情は、地方財政の充実・強化を求める意見書を国へ提出していただきたいというものです。近年地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。少子高齢化への対応や防災・減災対策、老朽化する公共施設やインフラの維持更新、地域公共交通の確保、自治体DXの推進など自治体に求められる役割は年々拡大しております。一方で、物価や人件費の上昇も続いており、行政サービスを支える人材の確保も課題となっております。

本陳情は、こうした状況の中で地方自治体が安定的な行政運営を行い、必要な住民サービスを継続して提供できるよう地方財政制度の充実・強化を求めるものです。

まず、行政需要の増加に対応するため、地方財政計画において必要な一般財源総額を確保し、拡充することを求めています。併せて事業を実施するための経費だけではなく、それを担う職員体制や人件費についても適切な財源措置を講じることを求めています。

また、地方財政については、臨時財政対策債など借入れに依存する仕組みではなく、地方交付税による安定的な財源保障を充実させることを求めています。さらに国の税制改正等によって地方財政に影響が生じる場合には、地方に負担を転嫁することなく、国の責任において必要な財源を確保することも求

めております。そのほか給与改定や会計年度任用職員の処遇改善への対応、指定管理や委託事業における人件費への適切な財政措置についても要望いたします。

また、自治体DXについては、システム標準化やデジタル化が国主導で進められていることを踏まえ、システムの改修費や運営経費、事務負担の増加に対して国が責任を持って財源措置を講じることを求めています。加えて地域公共交通の維持や防災対策、地域医療の確保など住民生活を支える基盤となる分野についても必要な財源支援の充実を求めています。

最後に、地方交付税制度については、財源保障機能と財政調整機能を維持、強化しながら、各自治体の実情をより適切に反映できる制度となるよう見直しを求めています。

本陳情は、特定の自治体や個別事業への支援を求めるものではなく、地方自治体が将来にわたり安定した行政運営を行うための財政基盤の充実・強化を求めるものです。委員の皆様におかれましては、本陳情の趣旨をご理解いただき、ご審査くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

【佐藤委員長】 意見陳述が終わりました。意見陳述者に対し委員の皆様から質疑がございましたらお受けしたいと思います。質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 本日は来ていただきまして、ありがとうございます。内容に関しても、お気持ちというか、伝わっております。その上で質問させていただきたいんですけども、今回の陳情の内容というのは、あらゆる分野での財政需要の把握と財源確保を国に求めている内容かなと思います。ただ、これら全て、この施策を現状のまま拡大、維持をしようとすれば、国の財政構造上さらなる増税であったり、社会保険料の引上げにつながり、国民負担率が今50%に近い状況の中それをさらに押し上げて、町民生活はかなり今、陳情の中にもありましたけど、物価高で苦しんでいたりと、そういった困窮させる懸念も、そういう側面もあるのかなとは思っております。

そういった中での陳情の内容を踏まえた上でなんですけれども、その辺の懸念に関してのお考えとかがあれば、少しご意見いただければと思ひまして質問させていただきます。

【佐藤委員長】 羽太陳述者。

【羽太意見陳述者】 明確な答えになるかというところではあるのですが、制度等いろいろある中、行政需要というのは時代とともに変化しているものでございます。人口減少や災害対応、交通弱者対策、DXなど将来の想定していなかった需要も増えているということで、そのため算定方法や配分の在り方についての見直しを求める部分としても、今回上げさせていただいているということで、回答といえますか、そういった考えもあるということで上げさせていただいているものであります。

【佐藤委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 今算定方法とか見直しとか、そういうご意見もありまして、私も、今いろいろな施策があるのかなという中で、政策の見直しだったり、効率化だったり、または廃止するものも必要なのかなというようなことも、ある意味国、行政が財源をひねり出して、それを町民だったり国民に還元することが必要なかなとは思っております。

ただ、かなり今回に関しては、国に対しての広範囲にわたる要望なのかなと強く感じられて、先ほど

も言いましたけど、負担がかなり大きくなってくるのかなと、これを実施した場合、そういう懸念が私としてはありまして、すごくお気持ちは分かるんですけども、ただ、そういう見直しのところはすごく共通する部分もありますので、ご意見いただきまして、ありがとうございました。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 以上で質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。
暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

この陳情の審査の進め方について、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「執行部に聞いてください」の声あり)

【佐藤委員長】 担当課より陳情内容に関する現状等々を分かる範囲で確認をするという形でお呼びしていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、担当課より本陳情内容に関する現状等について、分かる範囲で確認をするということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま陳情第4号の審査を行うに当たり、本陳情内容に関わる現状等について、担当課に分かる範囲で確認したい旨のご意見がございましたので、担当課より説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

吉田財政課長。

【吉田財政課長】 では、こちらの陳情に対しまして、財政課という立場で見解を述べさせていただけたらと思います。

まず全体的な話なんですけど、こちらは陳情書の内容にも概ね含まれている内容になりますけども、これからの人口減少、少子高齢化が進む中で、これからより一層行財政運営というのは厳しさを増すというのは、世間的に言われていることですし、人口が減ることによって税収の減であるとか、我々のような職員の担い手が減るといったことがいろいろ課題として挙げられているところです。

個別の内容を具体的に見てまいりますと、全体を言ってしまうと、それこそ特に否定する項目はないのかなというところで、そのような状況を迎える中で、地方財政の強化というのは重要になってくるんじゃないかと考えています。

ただ、その一方で、個別の事業を見ていくと、これを要望として出したときに国の答え、アンサーとしては、十分交付税措置で対応していますよという項目が比較的多いのではないかなと見られます。そういった中では、町は当然皆さんご存じのように、交付税の不交付団体という中で、国が充実を図った

としても十分にその恩恵が受けられない、こういった状況になるのではないかと考えています。

項目、個別の中に一番最後には交付税制度の見直し等々も挙げられておりますが、町の立場としては、これは町から国、県に対して毎年要望を上げている中でも項目として含まれているんですが、普通交付税不交付団体における財源充実についてというのを重要項目として毎年のように要望を行っております。その中では、交付税制度の抜本的な見直し、いわゆる不交付団体も含めた見直し、それと交付税だけではなく具体的に補助金、こういったものによる財源措置、こういったものを求めてまいりたい、こういった回答になるのかなと、財政課の見解としてはそのような形になるかなと考えております。

以上です。

【佐藤委員長】 ただいま担当課から説明がございました。質疑等がございましたらお受けしたいと思いますが、委員の皆さん、質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 僕も全くそのとおりだと思っていて、この前、林芳正総務大臣とお会いする機会がありまして、お話しさせていただく機会があったときに、申し訳ないけど、うちは不交付だから、2年連続で不交付になったところには10億円をインセンティブでくれと本気で言ったんですよ。本気で言っていて、要は補助金の考え方だと思うんですけど、地方交付税と交付金の在り方をどうするかはもちろんあるんだけど、ちゃんと経営しているところが貧乏になるっておかしな話なので、そういう意味ではちゃんとやったことに対するご褒美をくださいねと、そのインセンティブとして、本当に真水で10億円くれば、みんなちゃんと経営していくと思うんだけど、どうだろうという話になったと思うんです。そういう考え方でいいのかなというのを聞かせてください。

【佐藤委員長】 吉田財政課長。

【吉田財政課長】 若干答えにくいようなところもありますが、個人的な意見も含めてしまいますけれども、横手委員おっしゃるとおりだと思います。町がなぜ不交付団体でいられるかというと、古い時代から町を支える企業の皆さんが頑張ってきて、いろいろと今の土台を築いて、今につながっているということに尽きると思っております。

考えようによっては、国の目線で見れば、全国的に見たときに、行政サービスの水準があまり変わってしまうというのはよろしくないというのは理解はできる場所なんですけど、その一方で、頑張ってこのまちづくりをしてきた自治体に対しても、何かしらの恩恵があってもいいのではないのかなと思いますし、今逆に不交付団体に対してはむしろ補助金なんかの割り落としもあったり、むしろどんどん厳しくなるような状況に向かっていっているのかなという印象は受けておりますので、もし可能であれば、当然ながらそのような形で不交付団体がゆえに何かしらの恩恵がないと、なかなか各団体も不交付団体を目指そうというほうに向かないじゃないかなとは思っています。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 寒川町も好きで不交付団体になっているわけではないんですね。頑張っていますよというのを日本中に示すために不交付団体になっているんじゃなくて、不交付団体になっているがゆえに

すごく財政的にきついわけですよ。ですから、計算式の問題だったり、いろんなことが要因としてはあるんだろうと思うんですけども、よく町長の話聞いても、首長でも、また不交付団体の首長さんから、国に対しての要望は毎年行っているけどもということをよく聞くんですけど、80そこそこの団体の言うことなんか国はまともに聞いてくれない、あと1,680から90ある、そういうところが主になりますから、どうしてもそうになってしまうんだけど、今、課長が言われたように、交付税に絡まないで、だったら頑張っているところに対する国の措置、こういったものを考えないと、頑張っているところが損するみたいな、こんな税の体制というのは絶対に間違っていると思うんですね。

ですから、そういう意味では補助金の関係で処置するとか、交付税から離れて、何か税体系を考えていかないと、そういうところが非常にきつくなってくる、こういう感じがするんですね。また、東京都みたいなところと寒川町とはまるきり違うので、本当にそういう意味では寒川のすごさというのは、固定資産税がしっかりしている、これが1戸住宅がしっかり貼り付いて、この占有率というのが60%ありますので、これが固定資産税の大きな原因にもなっていますし、そういった意味では寒川独特の体系があるんですけども、企業さんの恩恵だとか、これは絶対に放すことはできませんけども、そういった意味では違う形で、この文書とは違う形で寒川町は求めたいんですよ、国に対しては。ですから、そういった意味では今、課長が言われることはごもつものことであるし、今、横手委員が言われることも、横手委員からさっき会った人にもっと強く言ってもらいたいなと、逆にそういうふうと思うし、うちは与党から外れてしまったものですから、非常に発言が遠吠えになってしまうんですけども、さらに頑張ってもらいたいと思いますよ。ですから、そういった意味では自分の意見だけで何を求めるわけじゃないんですけども、何か見解があったら言ってください。

【佐藤委員長】 吉田財政課長。

【吉田財政課長】 ありがとうございます。冒頭申し上げた内容と一部重複してしまうのですが、まず陳情書の内容として、全体的に否定する内容というのはないのかなと、国全体で見たときにはこうあるべきかなとは思いますが。ただ、今話がありましたように、町としてこの内容ではあまり恩恵がないのかなといった中では、町が、先ほど言いましたように要望を上げているように、また今ご意見がありましたように、交付税ではない補助金、こういったものの財源拡充であったり、あとは抜本的な交付税制度の見直し、こういったところを町としてはやはり求めていくべきかなとは思いますが、ただ、今ありましたように、日本全国1,700以上の自治体がある中で、僅か70、80ぐらいの不交付団体は、全体のうち5%以内なので、なかなか声が届きにくい、反映されにくいところはあるのですが、町としても引き続きこの辺は毎年のように要望を上げてまいりたいなと、諦めることなく取り組んでまいりたいなとは思っております。よろしくお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 全国を先進地視察で回らせてもらいますと、地方交付税を頂いている地方の自治体というのは、物すごくいいんですよ、財政的に。財調なんかもびっくりするほど積んでいるんですね。ですから、そういったことを考えると本当に、この中身は決して悪いことを要望しているわけではないので、書かれているわけではないので、それはよく分かるんですけども、これをさらに推し進めていっ

て、さらに交付税を拡充していったときに、そういうところがどんどん肥えて、そうでない80くらいの団体がどんどん貧しくなっていくみたいな、逆進性があるような気がしてしょうがない。長いことずっと何年か不交付団体になりましたけども、ずっと不交付なんですよという話をすると、向こうも何という言葉を発したらいいかわからないような状況でいるんですけども、建物は立派なものが建つし、その後の維持管理は知りませんが、そういった意味でも寒川の位置というのは違う位置があるので、この立ち位置の中でどうやって戦っていくかということが大事になってくると思うので、そういった意味では違う形での要望活動をしていかなければいけないのかなと、中身を否定しているわけじゃありませんけども、そういう気もするんですね。だからといって、地方のほかの団体をどうのこうの言っても本当に意味のないことなので、寒川町は寒川町なりの立ち位置の中での戦いをするしかないかなと思っています。すみません。よろしくお願いします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 この中身はごもっともなんですけど、町独自で要望書を出しているということなんですけど、この要望書というのは、ホームページかどこかで見ることはできるんですか。それを確認。もしあれば参考までにどういう文書を出しているのか見てみたいんですけど。

【佐藤委員長】 吉田財政課長。

【吉田財政課長】 ただいま私が申し上げた国、県の要望なんですけど、まず要望としては、企画政策課で全庁的に取りまとめて要望を出しているところなんですけど、大変申し訳ございません。ホームページに載っているかどうかまでは今確認が取れないので、申し訳ございません。現時点は以上の回答になってしまいます、すみません。

【佐藤委員長】 審査とはまた別なので、他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 副委員長。

【小泉副委員長】 当町の場合、基準財政収入額が基準財政需要額に対してずっと超過しているという状態なので、地方交付税も頂けない、そんな状況になっていて、令和6年度の算定結果を見ると、約10億円超過しているという状況ですかね。今回の陳情書、例えば9番には、公共交通関連経費を個別算定経費に盛り込めばみたいな記載とかもありますけど、こういうようなことを、算定を見直すことによって当町が地方交付税をもらえるようになる見込みは、何かしらあるかどうかご見解をいただければと思います。

【佐藤委員長】 吉田財政課長。

【吉田財政課長】 何かしら工夫して、もらえるようになりますと言いたいところなんですけど、昨年度の交付税の算定結果を見ますと、当初の算定結果の段階で10億円程度乖離がありまして、実はその後国の補正に伴いまして追加交付があった、再算定が下りましたので、年を越して1月の話になるんですけど、その段階だと7億円、8億円ぐらい若干縮まったところがあります。ただ、どうすれば交付税をもらえるのかというのは、町の財政サイドでの長年のテーマ、数10年にわたってテーマになっておる中で、かつては非公式な場なんですけど、町の財政の若手の職員が、国であったり県の職員さんと非公式で、ど

うやればいかなというのを検討をしたこともあるんです。結果として国の人も県の人も難しそうだねとなってしまったという結果なんです。

その中でも町としては、できれば起債をする、町債を借り入れるといった中でも、交付税措置がされる、優遇される地方債を選んだり、できる限り需要額を上げるような取組は行っているのですが、これだけの金額の差を埋めるというのは、すみません。すぐに何か案が出てくるというものではなく、非常に悩ましいなというのが正直なところでございます。

以上です。

【佐藤委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 ありがとうございます。前回でしたかね。佐藤委員長が一般質問で交付税措置というようなお話もあって、ここで聞いた結果が結構びっくりな、当町にとっては地方交付税がもらえていないことによって、交付税措置で国から入ってくるものが入ってこないというのが相当膨大な金額になる、今再算定で7億円ぐらいとありましたけど、下手したら7億円ぐらい消え去っているんじゃないかなみたいな印象も正直あるところで、これは町にとっては、おっしゃっていたように、交付税ではなく補助金というような形での拡充を目指すという方向性というのは、それしかないだろうかと改めて思いました。なので、重々分かりました。ありがとうございました。

【佐藤委員長】 以上で質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で、本委員会に付託されました陳情につきましては、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 それでは、会議を継続したいと思います。

これより討論に入ります。陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書に対して討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤委員長】 賛成なしでございます。よって、陳情第4号は不採択といたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前10時00分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 8月 25日

委員長 佐藤 一夫